

## 大学ポートレートステークホルダー・ボード設置要項（案）

平成27年 月 日  
大学ポートレート運営会議決定

## （総則）

第1条 大学ポートレートステークホルダー・ボード（以下「ステークホルダー・ボード」という。）の設置に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレート運営会議要項第6条第2項の規定に基づき、この要項に定めるものとする。

## （目的）

第2条 ステークホルダー・ボードは、大学ポートレート運営会議（以下「運営会議」という。）において大学ポートレートの運営の改善に向けた議論をするに当たり、運営会議に対しステークホルダーの立場から意見又は評価を述べる。

## （組織）

- 第3条 ステークホルダー・ボードの委員は8名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。
- 一 高等学校等の学校関係者
  - 二 産業界関係者
  - 三 大学における教育情報の公表・活用等に関し識見を有する者
- 2 委員は、運営会議の意見を聴いて、運営会議の議長（以下、「議長」という。）が指名する。
- 3 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

## （主査等）

- 第4条 ステークホルダー・ボードに主査を置き、議長が指名する。
- 2 主査は、ステークホルダー・ボードで出された意見又は評価を運営会議に報告する。
  - 3 ステークホルダー・ボードに主査代理を置き、委員のうちから主査が指名する。
  - 4 主査代理は主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

## （議事）

- 第5条 ステークホルダー・ボードは、運営会議の求めに応じて主査が招集し意見又は評価を述べる。
- 2 主査は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 3 ステークホルダー・ボードは、原則として公開とする。

## （庶務）

第6条 ステークホルダー・ボードの庶務は、独立行政法人大学評価・学位授与機構大学ポートレートセンターにおいて処理する。

## （雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、ステークホルダー・ボードの運営に関し必要な事項は、議長が運営会議の議を経て定める。